

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定したたちかわ創生総合戦略（平成27年12月17日市長決定。以下「総合戦略」という。）の進行管理にあたり、総合戦略に掲載した事業の効果及び成果を客観的に検証し、並びに総合戦略に係る今後の事業展開等について意見を聴取するため、たちかわ創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略に掲載した事業の効果及び成果の検証に関すること。
- (2) 総合戦略に係る今後の事業展開等の意見聴取に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 関係団体等が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市長の部内の職員

2 委員の任期は、委嘱又は指名の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第3号に掲げる委員を除き、委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

2 第3条第2項に規定する委員の任期は、令和2年度にあっては、委嘱又は指名の日から令和3年3月31日までとする。